

財団法人建築コスト管理システム研究所  
役員退職金支給規程

(総則)

第1条 財団法人建築コスト管理システム研究所(以下「財団」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、1年以上在職した役員が退職したときは本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職1月につき、役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、役員に任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続いて在職したものとみなす。  
2 役員が、任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、その役職を異にする役員となった日の前日に退職したものとみなす。

(支給制限)

第6条 役員が寄付行為第20条第1項の規定により解任された場合は、理事長は第3条の規定に基づく退職金の額について、減額又は支給しないことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者が退職金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、同各号に掲げる順位による。この場合において、父母にあつては養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職金の支給について同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により、等分して支給する。

(退職金の支給)

第8条 退職金は、法令に基づきその役員の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接通貨で支払うものとする。

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところにより退職金の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第10条 退職金の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日の前日に現に在職する役員が、適用日以降に退職した場合における退職金の額は、適用日の前日までの期間については、なお、従前の例による。
- 3 役員退職功労金支給規程（平成9年4月1日制定）は、廃止する。